株式会社さくらさくプラス　定款

第１章　総　　則

（商　　号）

第 1 条　当会社は、株式会社さくらさくプラスと称し、英文では SAKURASAKU PLUS, Co.,Ltd.とする。

（目　　的）

第 2 条　当会社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 共働き世帯および子ども・子育て支援事業
2. 保育園・託児所・ベビーホテルの経営
3. 不動産業
4. 保育園向け管理ソフトウェアの開発および販売
5. 幼児向け教育ソフトウェアの開発および販売
6. 労働者派遣事業
7. 有料職業紹介事業
8. 飲食店の企画・経営
9. 飲食料品の販売
10. 給食請負事業
11. インターネット等を通じた商取引
12. 前各号に関するコンサルティング
13. 前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第 3 条　当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第 4 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

（会社の機関）

第 5 条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第 6 条　当会社の発行可能株式総数は、1,200 万株とする。

（自己株式の取得）

第 7 条　当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）

第 9 条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1)　会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2)　会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規程）

第 10 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第 11 条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第 12 条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2　前項のほか必要がある時は、取締役会の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章　株主総会

（招集）

第 13 条　定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

（招集権者および議長）

第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第 15 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第 16 条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権

の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 17 条　株主が代理人をもって議決権を行使しようとする時は、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2　前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第 18 条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章　取締役および取締役会

（員数）

第 19 条　当会社の取締役は、10 名以内とする。

（取締役の選任方法）

第 20 条　当会社の取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2　取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第 21 条　取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条　代表取締役は、取締役会において選任する。

2　取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長 1 名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条　取締役会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役社長が招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故がある時は，取締役会において予め定めた順序で，他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2　取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第 25 条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第 27 条　取締役会の議事については、その経過要領およびその結果を議事録に記載又は記録し、出席取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名し、これを本店に 10 年間備え置くものとする。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会に関する事項については、法令又は定款の定めるもののほかに取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、会

社法第 423 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役であるものを除く)との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章　監査役および監査役会

（員数）

第 31 条　当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任）

第 32 条　監査役は、株主総会において選任する。

2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第 33 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残存期間と同一とする。

（常勤の監査役）

第 34 条　監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 35 条　監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、監査役会の日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2　監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで開くことができる。

（監査役会の決議方法）

第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第 37 条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

（監査役会規程）

第 38 条　監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第 39 条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第 40 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第 41 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第 42 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 43 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 44 条　当会社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章　計　　算

（事業年度）

第 45 条　当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等）

第 46 条　当会社は、株主総会の決議によって、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2　前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

（中間配当）

第 47 条　当会社は、取締役会の決議により毎年 1 月 31 日を基準日として中間配当することができる。

2　中間配当金がその支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

（剰余金の配当の除斥期間）

第 48 条　剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。また、未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

（附則）

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第 1 条　2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし

提供）は、なお効力を有する。

2　本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

東京都中央区銀座一丁目 16 番 1 号東貨ビル、株式会社さくらさくプラスは、本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

平成 29 年 7 月 11 日
平成 30 年 3 月 30 日改訂
平成 30 年 10 月 31 日改訂
令和元年 7 月 31 日改訂
令和元年 10 月 31 日改訂
令和元年 12 月 17 日改訂
令和 4 年 10 月 26 日改訂
令和 8 年 10 月 23 日改訂

東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
東宝日比谷ビル
株式会社さくらさくプラス
代表取締役　中山　隆志